

行政書士 やまなし



No.114

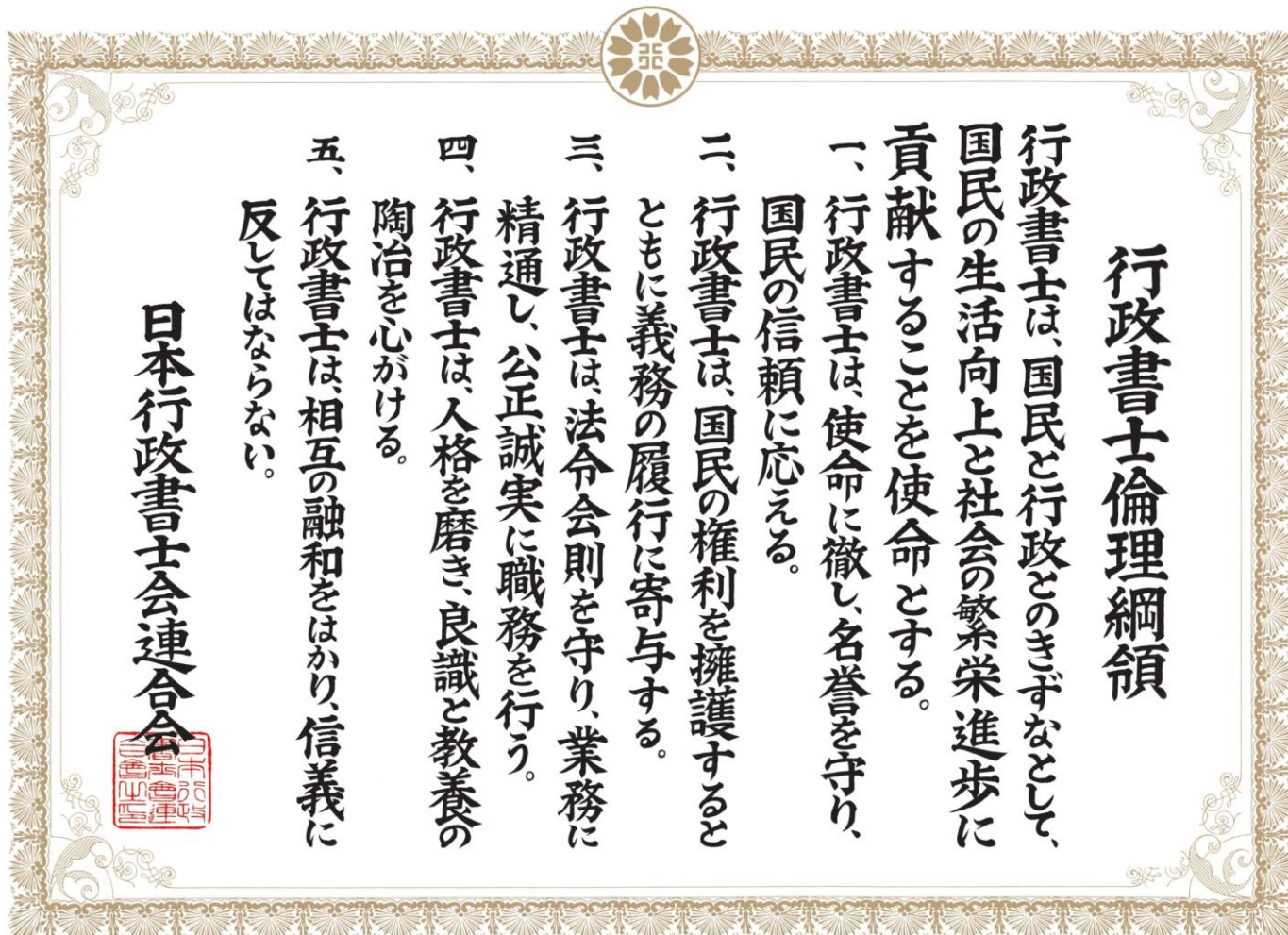
2026
March

特集 >>>

顧問委嘱式
山梨県地域防災訓練
関東地方協議会連絡会
新年賀詞交歓会

CONTENTS >>>

会長挨拶
祝辞 長崎幸太郎山梨県知事より
活動報告 令和7年度(下半期)
研修会の模様
各部からのお知らせ
会員情報
and more



行政書士やまなし 114号 2026 March

Contents

- ② 会長挨拶 山梨県行政書士会 山梨県行政書士政治連盟 会長 渡邊 淳
- ③ 祝辞 長崎幸太郎 山梨県知事
- ④ 令和8年2月県議会知事説明要旨 長崎幸太郎 山梨県知事
- ⑤～ 特集ページ 主な式典等の模様
- ⑨～ 活動報告
- ⑬～ 業務研修会報告
- ⑰～ 無料相談会
- ⑳ 注目トピック
- ㉑～ 各部からのお知らせ
- ㉓～ 会員情報
- ㉕ 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター山梨支部より





令和8年

新年のご挨拶

山梨県行政書士会
山梨県行政書士政治連盟
会長 渡邊 淳

行政書士制度75周年という節目を迎えた本年は、同時に昨年成立した改正行政書士法が1月1日より施行となり、行政書士制度にとって新たな1ページを加えた年となります。

行政書士の使命と職責の明確化、デジタル社会の進展を踏まえた国民の利便向上についての努力義務規定が新設されました。また特定行政書士の業務範囲の拡大や業務の制限規定の明確化、両罰規定の整備に対する反響は大きく、行政書士の業務と直結するという点では過去の法改正の中でも実益が大きい改正と考えております。

山梨県においても、2月の県議会知事説明要旨の中で行政書士の活用について触れられております。県内企業の生産性向上支援に向けた補助金申請において、行政書士への期待がこれまで以上に高まっている証と感じております。一方で行政書士法改正を契機とした他士業資格者の行政書士・行政書士法人登録も増加傾向にあると感じています。行政書士登録者が増えるということは、その実力も試される時代になるということになります。会としても可能な限りの研修を用意していきたいと思いますが、それ以上に会員自身も事業主としての自覚をもち、地域住民に必要とされるための知識を磨いていかなければなりません。研鑽に努め、かつ会や支部の活動には積極的に参加し、業務に役立つ知識の集積とネットワーク構築に励んでほしいと考えております。

一方で令和7年12月末での県証紙販売終了、令和9年度からの日本行政書士会連合会費値上げ、物価の上昇等、会の収支に大きな影響を与える状況が重なっております。すでに経費の削減等の取り組みは進めておりますが、今後も経費の見直しは継続していくこととなります。会員の皆様には引き続きご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

結びとなりますが、この一年が皆様にとって、さらなる飛躍の年になりますことを心よりご祈念申し上げまして挨拶とさせていただきます。



山梨県知事 長崎 幸太郎

令和8年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。

行政書士の皆様方におかれましては、県民と行政との架け橋として県民の生活向上と社会の繁栄・進歩に御尽力され、県民から厚い信頼を寄せられております。これもひとえに皆様が日々の職務に真摯に取り組み、努力を積み重ねてこられた賜物であり、深甚なる敬意を表する次第であります。

また、本年は行政書士法制定75周年という記念すべき節目の年であり、行政書士制度の一層の充実を図るため行政書士法の改正法が施行されました。今回の改正では、行政書士の使命及び職責に関する規定の創設をはじめ、特定行政書士の業務範囲の拡大、業務制限規定の趣旨の明確化等が行われ、行政書士の皆様方に期待される役割は、今後ますます大きくなっていくと確信しております。

さて、本年は、私にとりまして二期目の任期の最終年にあたります。私は、この7年間、その場しのぎの対症療法を排し、「積み上げ型」の県政へと舵を切って参りました。その結果、山梨という地域社会全体において「挑戦が当たり前の日常」が芽生え始めております。この前向きな思考、挑戦の風土のもと、「県民生活強靱化」及び「開の国づくり」という二つの施策を推進し、「県民一人ひとりが豊かさを実感できる山梨」という究極の目標を実現していく所存であります。

そのためには、県民と県政を結ぶ行政手続のプロフェッショナルである行政書士の皆様方の御協力が不可欠であり、引き続き県民の挑戦を支える制度設計や手続の円滑化にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、本年は干支では「午うま」の年にあたります。午は、力強く大地を駆ける躍動の象徴であり、挑戦と前進を促す年でございます。この1年が山梨県行政書士会及び会員の皆様方の躍進を心より祈念申し上げますこと、お祝いの言葉とさせていただきます。

2026年2月17日 令和8年2月県議会知事説明要旨が発表されました。
<https://www.pref.yamanashi.jp/chiji/hatsugen/0802/260217.html>



(生産性の向上)

次に、第二のレバー、「生産性の向上」であります。

賃金を持続的に引き上げるには、企業が賃上げ原資を安定的に生み出す力が前提であり、その基盤が生産性の向上であります。

設備面では、既存設備の改修こそが生産性に直結するとの声を踏まえ、2月補正予算で新規導入・更新に加え改修も補助対象に含め、32億5,000万円余を計上いたしました。

小規模事業者の申請負担に対しては、行政書士などによる代行を活用できる新たな制度を創設し、真に必要な事業者に補助金が届く環境を整えます。

また、DXについても、課題整理から導入まで一体的に支える伴走型支援を引き続き展開して参ります。

生産性の向上は、設備だけでは達成できません。

それを使いこなし価値を生むのは「人」であります。

やまなしキャリアアップ・ユニバーシティ事業では、業種特化型・階層別の専門講座の新設、産業技術短期大学校と連携したオーダーメイド型訓練、非正規雇用労働者等向けの経理人材育成・就労支援を実施し、学びが現場の成果に直結する仕組みを強化いたします。

女性の活躍推進についても、企業案件を通じた実務経験と報酬の機会を導入し、非正規雇用の女性などが、より高付加価値の就労へ移行できる即戦力マッチングを強化して参ります。

医療・介護分野では、テクノロジーとデータで業務改革を主導する「アドバンスト・エッセンシャルワーカー」の育成に着手し、業務フローの最適化とデータに基づくケアの体制を構築して参ります。

※一部抜粋

近年、小規模事業者持続化補助金、ものづくり補助金、IT補助金など、多様な国の補助金制度が設けられ、事業者の成長や地域経済の活性化を後押ししています。

山梨県では、国の制度ではカバーしきれない部分を補うため、地域特有の問題を解決するため、地場産業育成や省エネ推進県の政策を実現するため等様々な理由により ◆山梨県事業承継促進事業費補助金 ◆地域課題解決型起業支援事業費補助金 ◆山梨県省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金 ◆やまなしイノベーション創出事業費補助金等独自の補助金を公募しています。

しかし中小企業に対する手厚い支援がある一方で、国においてはJグランツの利用、Gビズポータルとの連携、県においては豊かさ共創スリーアップ実践企業認証制度の登録等、申請手続は年々高度化・複雑化しているのが実情です。

また、補助金額が高額となるにつれ、無資格のコンサルティング会社等が申請書作成を代行し、高額な成功報酬を得る事例も問題視されています。行政文書の作成代理や申請代理は本来行政書士法に基づく行政書士の業務であり、補助金制度の適正な運用と申請者保護の観点からも、専門資格者による適法かつ適正な支援体制の確立が求められています。

こうした中、山梨県知事は県議会において「小規模事業者の申請負担に対しては、行政書士などによる代行を活用できる新たな制度を創設し、真に必要な事業者に補助金が届く環境を整える」との方針を示しました。これは、山梨県の補助金制度の公正性と実効性を高めるとともに、地域の専門家を活用することで、事業者支援の質を向上させる意義ある取り組みといえます。

行政書士は、官公署提出書類の作成・申請代理の専門家として、制度の趣旨を理解し、法令に則った適正な申請支援を行うことができる存在であり、単なる書類作成にとどまらず、要件該当性の整理、事業計画の論理構成の助言、制度理解の橋渡し役として、事業者と行政をつなぐ役割を担うことが期待されています。補助金が真に必要な小規模事業者へ適切に届くためには、制度の透明性と信頼性が不可欠であり、その実現の一翼を担う存在として、行政書士が積極的に関与し、地域経済の発展に貢献していくことを強く期待します。



県では、国や支援機関等と連携して、県内の中小企業の皆様に、資金、経営革新、人材の確保・育成、販路開拓などに関する幅広い支援や情報提供を行っています。
このうち、現在実施している主な支援施策はこちらで公開されています。

<https://www.pref.yamanashi.jp/shinchaku/shoukosomu/0111/shoukosomu1911.htm>
山梨県 > 組織案内 > 産業政策課 > 中小企業への支援策一覧



顧問委嘱式が行われました

2025.08.29Fri

ベルクラシック甲府



山梨県行政書士会 山梨県行政書士政治連盟 「顧問委嘱式」 「意見交換会」



令和7年8月29日、ベルクラシック甲府（山梨県甲府市丸の内1丁目1-17）にて顧問の委嘱状を交付する委嘱式を行いました。
 委嘱式、記念撮影の後、顧問の皆様からご挨拶をいただき、意見交換会を行いました。
 意見交換会では制度改革、地域連携、実務課題等の自由討議を行い、行政書士会の今後にとって大変有意義な時間となりました。
 ご公務等で大変お忙しい中御臨席賜り誠にありがとうございました。改めて御礼申し上げます。

県選出国會議員

衆議院議員

参議院議員

中谷真一様 自由民主党	永井学様 自由民主党
堀内詔子様 自由民主党	

県議会議員

渡辺淳也様	向山憲稔様
佐野弘仁様	志村直毅様
飯島修様	

水岸富美男様	中村正仁様
望月大輔様	伊藤毅様



宜しく願いたします。



御臨席賜り誠にありがとうございました。

行政書士法改正については
 総務省ホームページに掲載
 されています。

[総務省トップ](#) > [政策](#) >
[地方行財政](#) > [行政書士制度](#)

今回の改正は、各
 党の行政書士制度推
 進議員連盟並びに懇
 話会の国会議員の先
 生方を始め、多くの
 国会議員の先生方の
 絶大なるご尽力によ
 り、各党、各会派、
 更には総務省の皆様
 のご理解とご協力を
 多大なるご支援を賜
 り成立したものであ
 ります。ご尽力賜り
 ました皆様に対しま
 す。深く感謝申し上げ
 ます。

「行政書士法の一部
 を改正する法律案」
 が、第217回国会
 （常会）に提出され、
 衆議院本会議（令和
 7年5月30日）及
 び参議院本会議（同
 年6月6日）におい
 てそれぞれ可決し、
 成立いたしました。

コラム



R7
年度

山梨県地域防災訓練に参加しました

大規模災害対策委員会

2025.11.23Sun

甲州市勝沼中学校



防災行政推進のための「山梨県地域防災訓練」会場にてブースを出展しました

○令和7年7月30日（水）

第1回関係者会議に参加いたしました。

○令和7年11月23日（日）

県・市町村・防災関係機関・事業所・自主防災組織等による地域災害等の応急対策から復旧対策までの総合訓練として実施された「山梨県地域防災訓練」に山梨県行政書士会が参加いたしました。

阪神淡路大震災を契機に、平成7年以降、モデル市町村を選定し、山梨県と共催で実施している山梨県地震防災訓練が、令和7年度は、峡東地域（甲州市）で開催されました。

山梨県および甲州市が災害対策本部を設置し、各防災関係機関や地元住民の協力の下、情報伝達・被害状況把握・交通規制・物資運搬・避難所設置・救出救助・炊き出し・ライフライン復旧など総合的な災害応急対策訓練を実施いたしました。会場では訓練の見学や防災に関する展示・体験等のコーナーがありました。

地震による災害発生から復旧までの対応を実践的に行うことで地域防災力の向上及び防災関係機関との連携を図るとともに、展示・体験・啓発を通じ、住民の方々の防災意識の高揚を図ることを目的として、甲州市を震源とする曾根丘陵断層地震を想定した防災訓練が実施されました。

展示ブース

行政書士会による災害支援の取り組み紹介

日行連、熊本会、石川会から、行政書士が行った災害支援に関する資料を多数ご提供いただき、展示いたしました。



- | | |
|------------|--------------|
| 訓練会場 | |
| メイン会場 | ：甲州市立勝沼中学校 |
| 展示・啓発・体験会場 | ：勝沼中央公園 |
| 避難所訓練会場 | ：甲州市勝沼体育館 |
| 福祉避難所訓練会場 | ：甲州市勝沼勤労者体育館 |
| トリアージ訓練 | ：勝沼中学校体育館 |
| 孤立集落訓練会場 | ：甲州市大和スポーツ公園 |
| 医療救護所訓練会場 | ：塩山市民病院 |

体験コーナー

罹災証明書の書き方、その他各種証明

実際の不動産登記簿謄本を用意し、来場者と一緒に罹災証明書の作成シミュレーションを行いました。

来場者に行政書士簡易名簿、行政書士活動啓発パンフレット、グッズ等を配布いたしました。

「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」について

令和6年能登半島地震では、日本行政書士会連合会から派遣された行政書士が、罹災証明書の申請相談や公費解体の申請支援などの被災者支援活動を実施し、円滑な生活再建をサポートしました。

【令和6年能登半島地震での行政書士の活動】

被災者から寄せられる各種支援制度の申請手続、相談などに対し、自治体の庁舎等に設置した窓口や無料電話相談を通じて、被災者支援を行いました。

○罹災証明書、公費解体等の申請支援 ○被災者支援制度に関する相談 ○被災事業者の事業継続に向けた相談 等

内閣府防災情報ページより抜粋

関東地方協議会連絡会に参加いたしました

2025.9.26Fri

長野県長野市 長野県行政書士会館 会議室（2階）



関東地方連絡協議会会長会のご報告

- 6月に行われた第1回に続き、第2回目の会長会が開催されました。
- 国際業務連絡会について品川本局において実施する無料相談会についても所在地にある東京会が担当することとすることなどが決まりました。
- 東京出入国在管理局本局において今年度も外国人を対象とした無料相談会を行うこととなりました。
令和7年10月28日（火）、令和7年11月18日（火）、令和7年12月23日（火）、令和8年1月20日（火）
- 日行連への意見・要望について、各単位会から提出された意見を日行連に提出することになりました。山梨会からは「特定行政書士の研修体制の充実」「封印・OSS研修会用講座の新設」「封印関係不適切事案の未然防止対策」についての意見を提出いたしました。
- 単位会会費の改定について、替え玉受験を疑われる入会希望者への対応についてなど意見交換を行いました。

2025.11.13Thur ~ 2025.11.14Fri

長野県長野市「ホテルメトロポリタン長野」

日本行政書士会連合会関東地方協議会（関地協）とは

関地協が実施する連絡会は、日行連幹部と各単位会の役員が一堂に会し、日行連及び各単位会の事業計画の具体的推進状況や行政書士制度を取り巻く諸課題に関する意見交換等を通じ、意思の疎通を深め、各単位会の向上発展と、より効果的な事業の推進を図ることを目的に開催されています。

【山梨会の参加者】渡邊淳会長、鈴木徳明副会長、加藤謙司副会長、松木幸夫副会長、権正政彦副会長、菅沼和也専務理事、渡辺浩経理部長、天野文路総務副部長、吉田朱美業務部長、志村勇国際副部長、中野修事務局長

～各単位会代表者と有意義な意見交流を行いました～

【主な議題】

- | | |
|------|--|
| 会長会 | 一般倫理研修、会費の削減 |
| 建設業務 | 脱ハンコによる慣習の変更および信頼性の確保 |
| 運輸業務 | OSS、封印の全国的な取り組みに向けて |
| 国際業務 | 東京入管での相談会の今後、外国人労働者を取り巻く環境変化、新入会員に対する教育、経営管理ビザの法改正 |
| 市民法務 | 空き家・空きマンション問題等高齢者おひとりさま対策の現状、成年後見制度及び家族信託の活用、他業種との連携、補助金申請 |

【1日目】

- 開会式
- 講演会（講師：若麻績寺務総長）
- 善光寺参詣
- 会長会
- 各業務連絡会
 - ・総務担当者連絡会
 - ・建設業務連絡会
 - ・運輸業務連絡会
 - ・国際業務連絡会
 - ・市民法務連絡会
- 懇親会

【2日目】

- 全体会
 - ・日行連の当面の諸課題及び事業の説明
 - ・日行連に対する要望
 - ・意見等に対する回答（質疑応答）
 - ・日政連会長による日政連活動等の説明
- 閉会式



長野会
ご当地ユキマサくん



次回ホストは山梨会です

令和8年度日本行政書士会連合会関東地方協議会連絡会は山梨県で開催いたします。
（11月24日、25日ハイランドリゾート ホテル&スパ ※予定）

賀詞交歓会を開催いたしました



2025.01.30Fri

甲府市 ベルクラシック甲府



令和8年 山梨県行政書士会・山梨県行政書士政治連盟新年賀詞交歓会

日時：令和8年1月30日（金） 16時～18時
場所：甲府市 ベルクラシック甲府 エリザベート

令和8年山梨県行政書士会・山梨県行政書士政治連盟新年賀詞交歓会が開催されました。国会議員・関係省庁・友誼団体等からのご来賓を含め、多数の方々が参加され盛会となりました。県知事、連合会会長、日政連会長からのメッセージの後、国会議員をはじめとした顧問の先生方からお祝いの言葉をいただきました。行政書士制度への深いご理解とご協力、期待のお言葉を頂戴し、とても心強い限りでした。乾杯に続き、来賓の方々や会員同士の実り多き懇談を遂げ、交歓会は大盛況で終了しました。

新年賀詞交歓会のZoom配信についてご案内させていただきましたが、今回は見送ることとなりました。配信を楽しみにしていた会員の皆様には申し訳ありませんでした。ご理解いただき感謝いたします。

【 来 賓 の 皆 様 】



山梨県知事 長崎 幸太郎 様
(代理) 副知事 井上 弘之 様



日本行政書士連合会 会長 宮本 重則 様
(代理) 専務理事 田後 隆二 様



日本行政書士政治連盟 会長 常任 豊 様
(代理) 副会長 官 邦博 様



顧問 衆議院議員 堀内 詔子 様



顧問 衆議院議員 中谷 真一 様
(代理) 秘書 神園 健 様



顧問 参議院議員 永井 学 様
(代理) 折山 俊樹 様



顧問 山梨県議会議長 渡辺 淳也 様



顧問 山梨県議會議員 飯島 修 様



万 歳 三 唱

顧問 山梨県議會議員 佐野弘仁 様

- ❗ご招待者(順不同) ※写真掲載者を除く
- ・山梨県議會議員(当会顧問) 向山憲稔様、志村直毅様、水岸富美男様、望月大輔様、中村正仁様、伊藤毅様
 - ・山梨県市長会会長山下政樹様、山梨県町村会会長望月幹也様
 - ・国土交通省関東運輸局山梨運輸支局支局長茂木不明様
 - ・甲府商工会議所会頭野口英一様 ・富士吉田商工会議所会頭堀内光一郎様
 - ・一般財団法人建設業情報管理センター理事長加藤秀生様
 - ・ワイズ公共データシステム株式会社代表取締役社長村松清様
 - ・日本行政書士会連合会関東地方協議会会長和田英幸様
 - ・株式会社全行団代表取締役竹田勲様
 - ・公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター理事長田後隆二様
 - ・公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター山梨支部支部長神宮公三様
 - ・山梨県行政書士会車庫証明申請センター所長村松百年様



山梨県行政書士会会長
山梨県行政書士政治連盟会長 渡邊淳



山梨県知事表彰 砂原統一 殿
(代理) 渡邊淳



新入会員紹介



活動報告



2025年度 下半期

各部からのお知らせは随時ホームページ（会員ページ）に掲載、メールにて配信いたします。

2025年8月以降の活動をダイジェストでお届けいたします！

広報月間

R7. 10. 1～R7. 10. 31

日本行政書士会連合会及び各都道府県行政書士会では、毎年10月1日から31日を「行政書士制度広報月間」と定め、行政書士制度の普及浸透を目的として全国一斉に広報、監察活動を行っています。

各都道府県行政書士会でそれぞれ広報月間イベントを行いました。

山梨県行政書士会各支部・各部においては、官公署を訪問し行政書士制度PRポスター・簡易名簿・チラシの配布をおこなっていただき、広報活動にご協力いただきました。

下記チラシはホームページの会員ページ広報部欄にアップしてあります。

各支部で開催された無料相談会については17ページに掲載しています。

非行政書士排除活動として、各申請窓口にて名簿入れの設置も確認いたしました。来年度は名簿入れ記載の文言の変更を検討しています。

書類を提出される皆様へ

行政書士でない者が、**官公署に提出する書類の作成を業として行うことは、法律で禁止されています。**

※ 本人や家族等による作成又は法律に定めがある場合を除く。

広報月間の活動にご協力いただいた皆様に対し、この場を借りて心より御礼申し上げます。


県民の日

富士吉田会場

R7. 10. 4

くじびき、チラシの配布、相談会を行い、行政書士の啓蒙活動を行いました。

困ったときは
行政書士
にご相談ください



申請・手続きに関する「困った」「分からない」を知識と経験豊富な行政書士がトータルサポートいたします

- 遺言、相続 ● 在留資格、ビザ申請 ● 農地転用 ● 会社、法人設立
- 各種許認可申請 ● 自動車関係 ● 著作権 ● 成年後見

山梨県行政書士会
055-237-2601

小瀬会場

R7. 11. 16

くじびき、チラシの配布を行い、行政書士の啓蒙活動を行いました。晴天に恵まれ、例年よりも人出が多く、県民に向けて広く広報活動ができました。

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター山梨支部にもご協力いただき、ブース内に簡易相談コーナーを作り、来場者からのご相談に応じました。



それぞれの会場で山梨県行政書士会オリジナルのポケットティッシュを300個ずつ配布いたしました。

10月は行政書士制度広報月間

行政書士法を周知し、行政書士制度に関して広く国民の理解と協力を得ることを目的に、日本行政書士会連合会では、10月1日から10月31日を「行政書士制度広報月間」としています。

行政書士は頼れる街の法律家

行政書士法一部改正の主要ポイント(2026年1月施行)

- ①「使命」の明文化～専門職としての社会的責任を法的に明示
・行政書士の「目的」が「使命」に改められて、行政書士が果たす社会的意義(役割)がより大きくなりました。
- ②「職業」の新設～倫理・専門性・デジタル対応力を重視
・士業としてはじめて、「デジタル社会」への対応が努力義務として規定されました。
- ③業務範囲の拡大～不届申立て代理が広範囲で可能に(特定行政書士)
・行政書士が作成できる書類なら、実際に作成しなくても、**不届申立ての代理**ができるようになりました。
- ④業務制限の厳格化～無資格者による報酬付き業務の禁止を強化
・行政書士資格のない者が、いかなる名目によらず報酬を得て行政書士が行うべき業務を行った場合、行政書士法違反として罰則の対象となります。
- ⑤両罰規定の整備～法人・代表者両方に責任を課す規定強化
・行政書士資格のない者のみならず、それを使用した者も罰則の対象となります。

行政書士とは

行政書士は、行政書士法(昭和26年)に基づく国家資格者で、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する許認可等の申請書類の作成及び提出手続代理、契約書等の権利義務に関する書類の作成並びに事実証明に関する書類の作成等を行います。行政書士は、行政書士法が定める業務規律の下で業務を行いますので、社会的信頼性が高いです。

こんなときは行政書士にご相談ください

<p>暮らしのお困りごと</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 遺言に関すること ● 財産相続に関すること ● 契約書等に関すること ● 自動車に関すること ● 土地活用に関すること ● 日本国籍取得に関すること など 	<p>ビジネスのお困りごと</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会社・法人設立に関すること ● 建設業・経営・入札参加資格に関すること ● 飲食店・居酒屋業に関すること ● 廃棄物処理業に関すること ● 運送業に関すること ● 著作権に関すること など
--	--

お問い合わせ先 **山梨県行政書士会**  山梨県甲府市丸の内3丁目27番5号
Tel: 055-237-2601

特定行政書士法定研修 行政書士会館 R7.10.19

10月19日に行政書士会館にて、特定行政書士法定研修の考査が実施されました。

9名の先生が考査を受験されました。2時間の考査時間を充分に使って、考査問題に取り組んでいました。

1人でも多くの先生が、特定行政書士法定研修を終了される事を願っています。

加藤謙司、原田廣幸



特定行政書士とは
行政不服審査制度とは
特定行政書士の活用事例

日本行政書士会連合会ホームページ
「特定行政書士について」をご覧ください！

令和7年度行政書士試験 R7.11.9

11月9日に桃源文化会館、山梨県流通センターの2会場にて、行政書士試験が実施されました。



↑
桃源文化会館：山梨県南アルプス市飯野2971



↑
山梨県流通センター（流通会館）：中央市山之神流通団地2-6-1

本年は283名の方が申込されました。いろいろな年代の方が、3時間の限られた時間の中で、試験問題に一心に取り組んでいました。

試験運営関係者の努力、単位会の皆様のご協力により、無事に試験が終了しました。

来年度も引き続き、単位会の皆様のご協力をお願い致します。

加藤謙司、原田廣幸

令和7年度 行政書士試験 結果

【全国】

申込者数：63,845名

受験者数：50,163名

合格者数：7,292名 (14.54%)

【山梨県】

申込者数：283名

受験者数：239名

合格者名：29名 (12.13%)

令和8年1月28日発表

令和7年度試験問題、合格基準等詳細は一般財団法人行政書士試験研究センターホームページにて公表されています。

<https://gyosei-shiken.or.jp/>

支部からの掲載依頼もお待ちしております！

支部での活動や支部からのお知らせを「行政書士やまなし」へ掲載をご希望される場合、原稿・写真を事務局までメールください！



ボクのLINEスタンプができたニャ！
是非、みんなに活用してほしいニャ〜。



令和7年度 山梨県行政書士会 資格者向けセミナー （登録入会説明会）

R8.3.1

山梨県立青少年センター
（山梨県甲府市和戸町1303）

13:30～

法教育出張授業

R8.3.4

丹波山村立丹波中学校
（山梨県北都留郡丹波山村奥秋2004）

14:30～

主催

東京都行政書士会法教育推進特別委員会

3月以降の行事については
次号「行政書士やまなし115号」
にてご報告いたします。

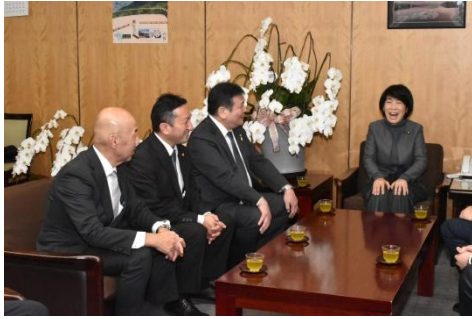


堀内総務副大臣表敬訪問

2025年12月1日

日行連・日政連による堀内詔子総務副大臣の表敬訪問が行われ、地元単位会として渡邊会長も参加しました。

日頃のご指導に対する謝意と喫緊の諸課題及び今後の制度発展に対するご理解・ご協力をお願いしました。



日本行政書士会連合会 会長会

2025年9月18日 高知県高知市「ザ クラウンパレス新阪急高知」

全国会長会が行われました。

単位会の会長が一堂に会し、それぞれの会の取組や課題等を共有し、単位会の円滑な運営と発展を図ることを目的に、1年に1度開催されています。



①特定行政書士について

特定行政書士の具体的な業務、制度の普及について等、ディスカッションを行いました。

山形会等から特定行政書士制度の普及促進に関する取組や研修実施の事例が発表されました。

②倫理研修について

職務上請求書の不正利用を発端とした倫理研修であるが、未受講者に対する対応をどのようにするかなど意見交換を行いました。

愛知会等からも受講者への段階的な対応や規程制定への取り組みが紹介されました。

③災害対策について

有事の際、行政書士が災害協定に基づいて行った業務の費用を各単位会で負担しているケースが多く、費用捻出等が今後の課題になっています。

神奈川会から災害支援マニュアルの作成について紹介されました。自然災害が頻発する中において、行政書士として被災地の支援に迅速かつ的確に対応する体制づくりの重要性を再認識いたしました。山梨会でも同マニュアルを作成すべく原案を検討しております。

会長会で得られた知見を今後の山梨県の運営や事業活動に大いに役立つものと確信しております。

詳細は「日本行政」第636号(2025年11月号)の特集ページをご覧ください。

法教育レポート

日本行政書士会連合会より事業実施に係る費用の助成をいただき、法教育授業を行いました。

業務部・広報部

場 所: 韮崎市立甘利小学校(山梨県韮崎市大草町上條東割821-1)

日 時: 令和8年1月22日(水) 午後1時50分~2時35分

講 師: 業務部副部長(許認可担当)、広報部副部長 浅川 裕康

司会: 業務部 部長 吉田朱美

挨拶: 副会長 鈴木徳明



法教育は、法の専門家ではない市民が、法制度の基本を知り、法を遵守して社会生活を安全に送ることができるようになるために必要不可欠なものです。将来の法を担う子どもから現代を生きる社会人に至るまで、法的なものの見方や考え方の本質を理解し、実践できるようになることが法教育の目的と考え、日本行政書士会連合会は各行政書士会単位会にて法教育授業を行うことを推進しています。

今年度、山梨県行政書士会では上記甘利小学校の児童(6年生)に、「法やきまりを守って」をテーマとした授業を行いました。道路交通法や食品衛生法など身近な法律を使って、ルールを守ることの意味などを一緒に考えました。50名の児童たちは終始真剣な表情で講師の話に耳を傾け、積極的に考えを発表してくれました。

法教育授業当日は「地域開放日」であり、保護者、近隣自治会、教育委員会関係者などたくさんの方々に見学していただくことができました。

広報部から参加者に、グッズやパンフレットの配布を行い、非常に有意義な事業となりました。



一般倫理研修の受講はお済みですか？

行政書士に対する信用及び品位を高めるため、全会員に5年に一度の受講が義務付けられている義務研修です。

当該研修の受講方法等詳細については、以下をご参考の上、受講いただきますようよろしくお願いいたします。

<参考>

一般倫理研修の受講について→



<受講方法>

URL: <https://gyosei.informationstar.jp/>

中央研修所研修サイトで提供されるビデオ・オン・デマンド(VOD)コンテンツを視聴。

※初回ログイン時には中央研修所研修サイト用のID・パスワードの申込が必要です(連conのID・パスワードとは異なりますのでご注意ください)

職務上請求書は適正にお使いください

職務上請求書は、行政書士が行政書士法第1条の2及び第1条の3の業務を遂行するのに必要な場合に限り使用できます。

会員各位におかれましては、戸籍法、住民基本台帳法、行政書士法等の趣旨を十分に理解され、日行連の「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」に従い、適正に使用されますようお願いいたします。

<紛失・盗難等の事故が発生したときの対応について>

1. 事故発生地管轄の警察署へ届け出てください。
2. 「職務上請求書」事故届出書により、事務局にご報告ください。

おねがいニヤ



- 行政書士徽章を着用しましょう。
- 行政書士証票を常に携行しましょう。
- 補助者には補助者徽章を着用させましょう。
- 補助者には補助者証を携行させましょう。
- 事務所所在地・住所・電話番号等に変更が生じた場合には速やかに変更申請書を提出しましょう。

総務部より

今後の予定

- ★令和8年度山梨県行政書士会定時総会・山梨県行政書士政治連盟定期大会
・日程と場所が決まり次第通知いたします。
- ★新入会員向け研修
- ★懇親会
・日程と場所が決まり次第通知いたします。

◆毎月末ホームページの更新を行っています。会員ページのログイン方法についてのお問い合わせは事務局までお願いします。

ホーム 組織概要 行政書士とは 業務一覧 行政書士を探す 無料相談会 お問い合わせ 会員ページ



経済センサス 活動調査

令和8年6月1日

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村

総務省・経済産業省では、令和8年6月1日現在で、全国のすべての事業所・企業や団体を対象とした「令和8年経済センサス - 活動調査」を実施します。

経済センサス - 活動調査は、すべての産業における事業所・企業や団体の経済活動を全国及び地域別に明らかにする、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査であり、その調査結果は、経営支援制度や各種補助金の検討材料、地域防災計画策定やまちづくりの計画の基礎資料のほか、地域ごとの新規店舗の出店計画のための基礎資料などに広く活用されています。

支所を有さない比較的小規模な事業所や個人経営の事業所等へは、4月にインターネット回答用の調査書類が郵送されますので、ぜひインターネットでご回答をお願いします。インターネット未回答の事業所や新たに把握した事業所には、5月に都道府県知事が任命する調査員がお伺いして紙の調査票を配布します。インターネットでご回答いただくか、記入した紙の調査票を調査員に提出してください。

支所を有する企業等へは、5月頃に本社宛てにインターネット回答用の調査書類が郵送されますので、支所の方も含めてインターネット又は郵送でご回答ください。

詳しくは、以下のURLから経済センサス - 活動調査のホームページをご覧ください。

<https://www.e-census2026.go.jp/>

業務研修会

講師の先生方
ありがとうございました。



会員の皆様に向け業務に役立つ研修を来年度も数多く行います。配布資料も充実しておりますので、ぜひ多くの会員の皆様のご参加をお待ちしております。

★2025/08/28(木) 山梨県行政書士会2階会議室 [業務部]

「高齢者等の権利擁護と行政書士業務 法定後見制度をめぐって」

講師 神宮司公三 業務部副部長
(公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター
山梨支部支部長※研修時は相談部長)

吉田朱美部長のご挨拶の後、行政書士業務と後見業務についての研修会が行われました。

後期高齢者が人口の30%以上を占める「2025年問題」がいよいよ本番となりました。認知症患者の人数は600万人という推計データもあり、行政書士による後見業務が重要な社会的基盤として期待されています。

神宮司支部長から、「成年後見制度の歴史と行政書士」について「法定後見制度の概要」「行政書士が果たす役割」について詳しく講義していただきました。

また、実際の事例や、無料相談会でどのような相談が多いかなど、高齢者の権利擁護をめぐる現状についてもお話していただきました。

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター発行の冊子やリーフレットも配付いただき、大変実りある研修会となりました。



直接受講とオンライン受講を併合し、
本年度初のハイブリッド開催をいたしました。



★2025/09/12(金) 山梨県行政書士会2階会議室 [運輸交通部]

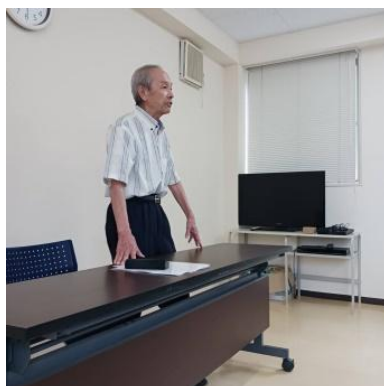
「自動車保管場所証明申請業務(実務)」講師 村松百年 封印管理委員長

「自動車登録申請(実務)」講師 長田 久 封印管理委員

鈴木徳明部長のご挨拶の後、丁種出張封印新規名簿登載を希望する会員向けに、今後予定される効果測定に必要な業務研修会が行われました。

村松百年封印管理委員長から自動車保管場所証明申請業務(車庫証明取得)に関する法令資料や実際の申請資料一式をご提供いただきました。山梨県内の除外地に関する説明等、実務に大変役立つお話をしていただきました。

長田 久封印管理委員からも、登録申請(新規、移転、変更、一時抹消)に関する資料をご提供いただきました。各種登録申請時に必要となる書類の一覧表や、OCR用紙の記入例等貴重な資料をご提供いただき、こちらも実務に大変役立つお話を伺うことができました。



★2025/09/25(水) 山梨県行政書士会2階会議室 [業務部]

「山梨県省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金」

講師:山梨県産業政策部 産業政策課 産業企画担当 主査 今宮 晃典様 主事 市川 祐輝様

権正政彦副会長のご挨拶の後、田中邦司業務部副部長(法人・経営)から講師の先生方をご紹介いただき、山梨県省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金についての研修会が行われました。

同補助金制度は、すでに複数回の申請が受理されていますが、山梨県においては今後、予算規模の拡大が予定されており、また行政書士による代理申請の積極的活用が望まれています。

事業者向けチラシ、第5次募集の申請要綱、記入例(交付申請書、事業変更承認申請書、実績報告書)の配布と、資料に基づき講師の先生方より制度の概要や申請の注意点等、行政書士に向けた情報のご提供をいただきました。

また、「豊かさ共創スリーアップ実践企業」の認証について資料をご提供いただき、概要をお話いただきました。

今後、県のみならず、商工会が窓口になっている補助金の情報についても会員の皆様にご提供できるよう検討してまいります。



★2025/10/28(火) 山梨県行政書士会2階会議室 [国際部]

「国際結婚手続きについて・アポストリーユ取得手続きの実務」講師:国際部 前島 凌平 会員(国際部)



前島凌平先生より、アポストリーユ手続きの解説をしていただきました。案件受任から終結までの流れの詳細が分かる資料の配付とともに、スライドを使った大変分かりやすい説明をしていただきました。

前島先生が実際に体験された実例に基づき、非常に実務的なお話をお伺いすることができました。申請書類記入上の注意、山梨県の公証役場と法務局での具体的な手続き方法、添付書類の綴り方、外務省近くのおすすめ駐車場、DHL発送の方法まで、生きた情報を惜しみなくご提供いただきました。

松木幸夫部長より、国際業務で分からないことはご連絡くださいと心強いお言葉をいただきました。国際部の勉強会はどなたでも歓迎しておりますので、興味のある方はご連絡くださいとのことでした。

→詳細は23ページへ



「業務を進めるうえでの配慮点」講師:松木 幸夫 国際部部长

松木幸夫国際部部长からも、様々な情報をご提供いただきました。国際部研修のスタンス、ご自身の留学時に体験された海外の様子、日本において外国人を取り巻く社会的背景と行政書士の役割、教養としての吉田松陰の教え、山梨県内で起こった最新の不法就労助長事案に対する考察等、多岐にわたり貴重なお話をお伺いすることができました。実際に国際業務の現場にいらっしゃる国際部部长ならではの、実践的で熱い講義内容でした。

★2025/11/26(水) 山梨県行政書士会2階会議室 [業務部]

DVD視聴「電子公正証書の作成」

講演 講師:甲府公証役場 公証人 澤田潤 様



令和7年10月1日より公正証書は原則データ作成・保存となり、Web会議を利用した公正証書の作成も可能となりました。

詳細は法務省「公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化について」のページでご確認いただけます。

★2025/12/18(木) 小瀬スポーツ公園武道館 第1会議室 [業務部]

「風俗営業許可の基本 1号～5号営業まで」

講師:山梨県警察本部生活安全部保安課
許認可管理室 許認可第二係 警部補 鶴田智之様



許可申請の手続きのポイント等について解説を頂くとともに、風営法の改正点や、山梨県の現状についてもご紹介いただきました。

まず、風営法の改正点に関しては、昨今のいわゆるホストクラブにおいて遊興または飲食をした女性客が、売掛金等の名目で多額の債務を負担させられ、ホストやホストクラブ経営者から、その支払いのために売春することや性風俗店で稼働すること等を要求される事案が発生し社会問題となったことを背景に、風俗営業者に対して、遵守事項や各種禁止行為を追加し、紹介料やスカウトバックの禁止及び罰則強化を図った点についてご教示いただきました。

次に、許可申請に関しては、県下において申請の大部分が、1号営業が占めている現状が示され、その上で1号営業に関する手続きのポイントについてお話しいただきました。質疑においては、営業制限地域に係る計測の基準点などについてなど実務的なやり取りも見られ、有意義な研修であったことがうかがえました。

★2026/2/3(火) 山梨県立青少年センター 第一会議室

[公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター]

「第二期成年後見利用促進計画の状況」

講師:一般社団法人山梨県社会福祉士会 会長 渡辺実子様

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター神宮司公三山梨支部支部長のご挨拶の後、渡辺実子先生より「本人中心の権利擁護」をテーマに令和4～8年度を対象とした促進計画の現状や課題をお話しいただきました。子どもの人権問題、地域社会における居場所作り、後見を通して権利擁護支援実務の frontline にいらっしゃる渡辺先生ならではの、非常に現実的で実務に即したお話をお伺いすることができました。座席を口の字に配置する形でお互いの顔を見ながらの質疑応答時間を設けていただき、活発な意見交換を行うことができました。田中邦司副支部長から渡辺先生へのお礼と挨拶をいただき閉会となりました。

超高齢化社会において、遺言・相続、事業承継、各種許認可の更新など、後見制度と行政書士業務は切り離すことができません。次年度もコスモス山梨支部主催の研修会を行う予定ですので、多くの皆様の積極的なご参加をお待ちしております。



★建設部

CIICで行われる無料のオンライン勉強会について随時メールでご案内いたします。
・勉強会へのご参加には「CIICマイページID」が必要となりますので、ご注意ください。
・CICC(一般財団法人建設業情報管理センター)トピックス一覧
<https://www.ciic.or.jp/category/topics/>



★2026/2/17(日) 小瀬スポーツ公園武道館 第一会議室[業務部]
 「山梨県様、山梨県商工会連合会様、山梨県行政書士会 合同勉強会」
 【カリキュラム①】講師:山梨県商工会連合会経営支援課課長 佐々木 和範様
 ・商工会の活動や支援内容 ・商工業者向けの主な補助金について
 ・賃上げ環境整備に向けた国・県の支援施策について
 【カリキュラム②】講師:山梨県行政書士会 天野文路会員(業務部)
 ・省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金の事例発表
 【カリキュラム③】講師:山梨県産業政策部産業政策課・補助金事務局
 ・第6次募集を振り返って

アンケート集計結果
 第6次省エネ・再エネ設備
 導入加速化事業費補助金
 の相談数は約140件でし
 た。
 うち、受任件数は93件(約
 66%)でした。

回答対象者:補助金名簿記載者25名
 2026年2月8日時点

山梨県商工会連合会様より様々な補助金のご紹介と資料のご提供をいただきました。小規模事業者持
 続化補助金、ものづくり補助金、IT補助金など様々な補助金がありますが、G-BizIDが必要となったり、
 Web面談の必要があったり、商工会等の支援のもとで事業を進める必要があったり、申請が複雑化して
 います。各市にある商工会で経営サポートを受けていただきながら、行政書士が補助金申請書類作成サ
 ポートを行うという仕組み作りについて参加者で検討しました。

また、省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金のカリキュラムでは、天野部員より業務に役立つひな
 形をご提供いただき、配付いたしました。その後、実務で当該申請を受任している会員の先生方と県のご
 担当者が質疑応答を通して直接意見交換を行い、課題解決や今後の事務手続改善に繋げることができま
 した。



★2026/2/20(金) 山梨県行政書士会2階会議室 [デジタル推進部]

「Let's do it 変革、そして挑戦 山梨県行政書士会DX研修」

講 師:デトロイトトーマツsmooth株式会社 山口 寛史様

- ①DXがなぜ必要なのか②DX化に役立つツール紹介
- ③AI体験会④座談会、Q&A

春めいた陽気の中、美術館と文学館が並び立ち、芸術と文学が調
 和する文化の拠点で研修会を行いました。講師の山口様より、
 SaaS・生成AI活用のノウハウを日常業務に取り入れることをテ
 マにお話しいただきました。実際に各自chatGPTで文書の作成を
 してみました。

DXの目的は、やみくもにデジタル化することでなく業務改善や
 新価値の創出であることを学びました。DX研修および研修後
 に行ったデジタル推進部座談会の様子は後日「県民DXリテラシー向
 上事業事例集」として山梨県ホームページに掲載される予定です。

DXとは??

経済産業省が示すDXの定義では、「企
 業がビジネス環境の激しい変化に対応し、
 データとデジタル技術を活用して、顧客
 や社会のニーズをもとに、製品やサービ
 ス、ビジネスモデルを変革するとともに、
 業務そのものや、組織、プロセス、企業文
 化・風土を変革し、競争上の優位性を確
 立すること」とされています。

SaaSとは??

Software as a Serviceの略で、イン
 ターネット経由でソフトを使えるサービ
 スのことです。



無料相談会



Free consultation meeting

2025年9月11日（木）午前10時～午後4時



場所:リッチダイヤモンド総合市民会館 3階 会議室4
 参加者(11名):宮川安美先生、野澤洋子先生、鹿野成美先生、宿澤真由美先生、大久保規江先生、吉川秀香先生、内藤好先生、鶴田麻祐美先生、遠藤清美先生、河野勝恵先生、丸山麻衣子先生

女性のための無料相談会が
 開催されました。

相談者からのことば

- ・話せて気が楽になりました。ありがとうございました。
- ・何が分からないのかなどが分かりました。話しやすい雰囲気を作っていただき、これからの参考になります。ありがとうございました。
- ・とても親身になって下さり、安心して相談することが出来て良かったです。

アンケートでは、すべての相談者の方から「女性の方が相談しやすい」「親身になって(女性という同じ立場で)相談を聞いてもらえる気がする」「また利用したい」「女性行政書士の無料相談会を継続して欲しい」とご回答いただきました。

11月19(水)に、相談会の反省会を兼ねた懇親会を行いました。

本年度も行政書士広報月間に合わせ、県内各地5か所で無料相談会を実施いたしました。



- 甲府南支部 対応者6名
- 甲府北支部 対応者4名
- 峡東支部 対応者8名
- 峡西南支部 対応者7名
- 東部・富士五湖支部 対応者10名

- 相談内容
- 遺言相続等 19件
 - 不動産関係 2件
 - 農地転用 1件
 - 入管関係 1件



2026年10月 広報月間

10月は行政書士制度広報月間

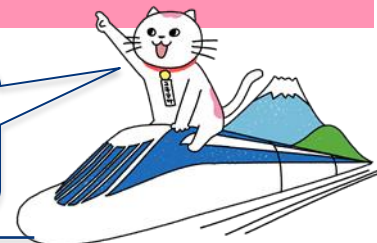
無料相談

まずは 暮らしのお困りごと 仕事のお困りごと

行政書士にご相談ください 予約不要

- 富士吉田市(東部・富士五湖支部主催)10/4(土)
 富士山パーク(富士吉田市上吉田字剣丸尾5597-84)0555-72-9900
 9:30~15:00(昼休憩なし)
- 甲府市(峡東支部主催)10/13(月)
 山梨県立青少年センター本館2F多目的室(甲府市和戸町1303番地)055-237-5311
 10:00~12:00, 13:00~16:00
- 中巨摩郡昭和町(甲府南支部主催)10/18(土)
 イオンモール甲府昭和3Fイオンホール(中巨摩郡昭和町飯坂1505-1)055-269-5100
 10:30~16:00(昼休憩なし)
- 甲斐市(甲府北支部主催)10/18(土)
 敷島総合文化会館(甲斐市島上乗1020番地)055-277-4111
 10:00~12:00, 13:00~16:00
- 南アルプス市(峡西南支部主催)10/25(土)
 fumotto(フモット) 南アルプスマルシェ内ワークスペース(南アルプス市十日市場1571-1)055-225-3366
 10:00~12:00, 13:00~16:00

市町村広報誌、回覧板
 9/27山梨日日新聞どれみるっく欄
 9/30山梨日日新聞16面記事
 10/12~19NNSジモラブコーナー等、相談会の告知を行いました。



定期無料相談会

毎月1回無料相談会を実施しています。
 実施日 毎月第3金曜日
 実施時間 午前10時～午後4時
 場所 甲府市役所 新庁舎 会議室4-2

相談員をお引き受けくださった先生方、ありがとうございました。

最新の相談会情報は随時ホームページにて告知いたします。

主な法改正

離婚後の親権はどう変わるのか

2025年5月24日、「民法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第33号。以下「令和6年改正法」)が成立しました。その後2025年10月31日に、共同親権の導入日(改正民法の施行日)を2026年4月1日とすることが閣議決定されました。

この改正法の柱は「共同親権制度」の導入であり、離婚後の子どもの養育の在り方を見直すものとなっています。離婚したかどうかにかかわらず「親は親であり続ける」ということを、子どもにとって明確にするものであり、たとえ親の都合で離婚したとしても「親子であることに変わりはない」「子どもは親に会うことを保障されるべきだ」という認識が広がり、親の離婚によって子どもが悩み苦しむことが減っていくことが目指されています。

また、上記でご紹介した「親の責務等に関する規律の新設」「共同親権制度の導入」のほか「養育費の履行確保に向けた見直し」「安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し」「財産分与に関するルールの見直し」「養子縁組に関するルールの見直し」等も注目点です。

法務省作成の改正法に関する動画

離婚後の子の養育に関する民法等の改正について～親権・養育費・親子交流などについて～

法務省 改正家族法 動画 などのワードで検索できます。

【課題】

改正法では、共同親権を選択した場合、父母がどのように子育てに関わるかは基本的に父母の協議によって決められることができるとされておりますが、定型的なものが指定されているわけではありません。そのため、共同親権の場合、離婚後の監護状況をめぐる紛争が新たに発生する可能性もあるのではないかと考えられています。

改正による問題を解消するため、施行日までの間各関係機関で必要な準備手続きが進められておりましたが、制度の趣旨や運用の具体像についてはなお整理を要する部分もあり、現場における実務対応が完全に確立されたとは言いがたいのが実情です。

離婚協議書を作成する際、これまで以上に「子の利益を第一にした条項」「親子交流・養育費の具体化」が求められるようになります。行政書士は依頼者に改正内容を丁寧に説明し、将来トラブルにならないよう具体的かつ実効性のある条項を設けることがポイントになります。

父母の離婚後の子の養育に関するルールが改正されました

～親権・養育費・親子交流などに関する民法等改正の解説～

2026年(令和8年)4月1日施行

【参考資料】

・法務省民事局 民法等の一部を改正する法律の施行期日について閣議決定 令和7年10月31日閣議決定(11月6日公布)民法等の一部を改正する法律の概要
・法務省民事局 パンフレット(日本語版) 2026年1月改訂

改正貨物自動車運送事業法について

令和7年6月11日に公布された「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」(令和7年法律第60号。以下「改正法」という。)のうち、違法な白トラに係る荷主等への規制やトラック事業者への委託次数の制限等に関する規定については、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(令和7年政令第390号)に基づき、令和8年4月1日から施行されることとなりました。

【主要ポイント】

- ①違法な白トラの利用に係る荷主等への規制②委託次数の制限
- ③貨物利用運送事業者への書面交付義務等の準用

【課題】

物流2024年問題は、働き方改革関連法の施行により、トラックドライバーの時間外労働が制限されることで生じる問題でした。輸送能力の低下や物流コストの上昇が懸念され、主に労働時間と人材不足が焦点となっています。

一方、2026年問題は、物流業務そのものの管理体制や効率化の在り方が問われる点が特徴です。単なる労務対策ではなく、物流データの把握、社内の役割分担の明確化、計画的な改善といった経営レベルでの関与が不可欠となります。

改正に伴い許可要件等が見直される可能性があるため、行政書士は最新情報を逐次チェックし、実務基準・審査運用の変化を正確に把握することが重要です。単に行政書士として書類作成の代理を行うのみでなく、運用上のポイントを整理をした上でクライアントへの助言を行う必要があります。

貨物自動車運送事業法の改正ポイント

違法な「白トラ」利用の規制



無許可業者に依頼した荷主に100万円以下の罰金

多重下請けの是正(努力義務)



譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(譲渡担保法)について

令和7年6月6日に「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」(譲渡担保法)が公布されました。

この法律は、従来から慣習上認められていた「譲渡担保」と「所有権留保」について明文化し、法律関係の安定化を図るものです。公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日までに施行される予定となっています。(現時点では2027年末～2028年初頭見込といわれています)

【主要ポイント】

- ①譲渡担保権の効力②譲渡担保権の対抗要件および優劣関係③譲渡担保権の実行④倒産手続における譲渡担保権等の取扱い⑤所有権留保

【参考】法務省民事局の資料

譲渡担保法・整備法の概要については、法務省民事局の資料を御覧ください。(随時更新予定)

法務省 譲渡担保法 などのワードで検索できます。

【課題】

この法律は、これまで判例法理に委ねられてきた譲渡担保・所有権留保の法的基盤を強化し、より予見可能で安定した取引環境を整備するものです。特に、公示性の向上や倒産手続における新たな手続の導入は、企業の資金調達の円滑化と事業再生の支援に大きく貢献すると期待されます。

施行日前に締結された契約にも、原則として新法が適用されます(附則2条)。したがって、施行を待たずに、速やかに既存契約の洗い出しと見直しに着手する必要があります。本法の規定に準拠するため、既存の譲渡担保契約書や所有権留保条項の全面的な改訂が不可欠です。

注 目 ト ピ ッ ク

業務部 部長 吉田 朱美

今回は令和7年6月27日に最高裁判所で判決言渡しがあった「生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟」について、話題に挙げたいと思います。

この訴訟は、厚生労働大臣が平成25年から平成27年にかけて生活保護法による保護基準中の生活扶助基準の改定を行い、それを受けて被告各市の福祉事務所長らが、原告らに対し、生活扶助の支給額を変更する決定を行ったことから始まりました。原告らは、本件改定は違法であるなどと主張して、①被告各市を相手に保護変更決定の取消②被告国に対し国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めていました。

注目された判決は、①自治体による保護変更決定処分を取り消す②原告らの国に対する損害賠償請求を棄却する、というものでした。厚生労働省は判決をうけ、専門委員会を開いて差額の追加支給について検討する一方で、既に死亡した人については、過去の判例を根拠に生活保護受給権が消滅しており、遺族等に対する給付は行わないと示されました。

ここで取り上げられた判例は、有名な朝日訴訟(最高裁昭和42年5月24日大法廷判決)です。原告の朝日茂さんは福祉事務所長の生活扶助廃止とする保護変更決定を不服として争い、1審では請求認容、2審は請求棄却となり、上告後まもなく死亡しました。養子夫婦が相続人として訴訟承継を主張したことで、保護受給権が相続の対象となるかどうか争点となりましたが、最高裁は保護受給権を「一身専属権」であるため、相続の対象となりえないとして、訴訟終了が宣言されました。行政書士試験対策にも必ず「生活保護受給権＝一身専属権」と出で来るので、馴染みがある判例だと思えます。

20年以上前の話ですが、マスコミ志望だった学生時代、JR高田馬場駅近くの路上生活者にインタビューをしたことがありました。「どうして施設に入らないのか」という問いかけに、「施設に行けば寝る場所があり食べ物も貰える。でも俺たちは犬猫ではないんだよ。ただ人間らしく生きたいんだ」と返ってきた言葉が、今でも私の胸に突き刺さっています。そして朝日訴訟や今回の訴訟の報に触れるにつけ、この国で「健康で文化的な最低限度の生活をする」とは何か、そして本当にそれが許されるのか、と考えずにはいられません。

行政書士法改正により特定行政書士の職務権限が広がったことはご承知かと思えます。山梨県行政不服審査会の答申記録をみると、生活保護の保護決定処分、保護変更決定処分、保護停止決定処分と多くの生活保護案件が取り扱われています。生活保護制度を巡っては運用自体に賛否両論があり、自治体が不正受給に直面するなど問題点があるのは事実でしょう。そんな時代に私達行政書士は「人間らしく生きたい」と願う人のために、何かできるのか、あるいは何もできないのか。皆さんと一緒に考えていければと思っています。

【参考文献】

・厚生労働省 報道発表資料

「生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59214.html(参照2025-11-1)

・厚生労働省 第7回最高裁判決への対応に関する専門委員会資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_65462.html(参照2025-11-1)

・令和6(行ヒ)170 生活保護基準引下げ処分取消等請求事件 令和7年6月27日 最高裁判所第三小法廷判決 その他 名古屋高等裁判所 令和2(行コ)31

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94226.pdf>(参照2025-11-1)

・有斐閣 別冊Jurist行政判例百選①.2017,pp.34-35.

・山梨県行政不服審査会

https://www.pref.yamanashi.jp/gyousei-kk/gyousei-fufuku/gyousei_fufuku.html
(参照2025-11-1)



行政書士法改正と土地関連法令(農地法、都市計画法等)手続きへの対応について

本年1月、行政書士法の一部を改正する法律が施行されました。今回の改正では、行政書士でない者が行政書士業務を行うことの禁止規定において、「～他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て～」という文言が明文化された点が極めて重要です。

これまで農業委員会の窓口等では、建築業者や開発業者が「無報酬である」という名目のもと、行政書士ではない立場で農地転用許可申請書等を提出しているという事例を耳にすることがありました。しかし、今回の法改正により、実質的に報酬を得ているとみなされる行為の制限がより明確化され、今後この改正の周知が進むにつれ、これまで業者が行っていた申請案件が、本来あるべき姿として私たち行政書士へ正当に依頼される機会が増えることが予想されます。

こうした社会的な期待と役割の変化に応えるため、私たち行政書士は、以前にも増して農地法をはじめとする土地関連法令に精通しなければなりません。法改正を機に、円滑な許認可手続きを実現するための専門性をさらに磨き、許認可担当者と連携を密にし、より一層の研鑽を積んでいく必要があります。

農地部 副部長 権正 正彦



OSS(自動車保有関係手続きのワンストップサービス)の現状と将来性

OSSは、車庫証明、検査登録、自動車税の納付などオンラインで一括処理するシステムです。

OSSを利用することで得られる主なメリットは

- 業務効率の飛躍的向上
- コストの削減と顧客への還元
- 業務の付加価値と信頼性の向上

などがあります。

OSSは行政書士の業務拡大に有効ですが、現状は、大都市部では積極的な取り組みを行っているものの、小規模県においては顧客が少ないなどの不利益があり低調な傾向にあります。

このような不利益な点もありますが、将来的には

- 磁気マイナンバーカードと連携
- 完全オンライン化の推進
- 譲渡証明書のデジタル化

を進めており、全国的には順次拡大している傾向にあります。

当県においてもOSSに取り組んでいる会員数は比較的少ないですが、日行連でも将来性をみて全国拡充などに取り組んでおり、行政書士の業務拡大にもが期待できますので、積極的な挑戦をしてみる価値は十分あると思います。

運輸交通部 部長 鈴木 徳明

日本行政書士会連合会の会員専用ページ「連con」の運輸交通部にて、リサイクル料金の預託証明の電子化について、自動車通関証明書の電子化について等の周知情報が随時掲載されています。



経営事項審査に関するお知らせ

- 年金事務所に申請する社会保険適用事業所確認の様式に変更がありました(令和8年1月)。
令和8年8月以降は旧様式が廃止となりますのでご注意ください。
新様式記載例(PDF)はこちらからダウンロードできます。
[トップ](#) > [しごと・産業](#) > [建設業](#) > [資格・手続き](#) > [経営事項審査](#) > [経営事項審査に関すること](#)

- 令和8年度より、経営事項審査会場に変更がありましたのでご注意ください。
旧 恩賜林記念館 2F特別会議室
新 恩賜林記念館 1F東会議室

建設部 部長 菅沼 和也

詳細は山梨県ホームページをご覧ください



令和7年度全国広報担当者会議

日時:令和8年1月28日(水)14:00~17:00

場所:虎ノ門タワーズオフィス6階「ROOM7」

近年、行政書士制度の周知及び理解促進に加え、会務運営の高度化や危機管理、対外的信頼性の確保の観点からも、AIを活用した広報素材の作成支援や発信内容の最適化、SNSによる迅速かつ適切な情報発信の重要性が高まっています。しかしこれらの運用における判断基準は明文化されにくく、個人のノウハウとして蓄積、共有されがちであるため、資料配付やオンライン会議のみでは認識のずれが生じやすいのが実情です。

そこで、全国の広報担当者が一堂に会し、具体的事例をもとに直接意見を交わし、共通認識の形成と広報実務の水準の向上を図るため、全国広報担当者会議が開催されました。

主に(1)広報活動におけるSNSの利用(2)広報活動におけるAIの利用(3)広報グッズ(4)広報誌のデジタル化 について全国の広報担当者が情報共有及び情報交換をいたしました。

会議が進む中で、デジタル化社会において今後SNS利用やAIの利活用は必須であるものの、現在その運用の過渡期であり、連合会においてガイドライン策定や単位会の会則の見直しを行う必要があるのではないかという課題が浮かび上がってきました。

また、いずれの単位会においてもSNSやAIの取扱いに長けた会員が限られており、デジタル化を進めることが属人的になっているという問題に直面しています。

小規模な単位会である山梨県行政書士会において、実現可能な費用・実現可能な人員で、どのように広報活動を行うかが今後の課題だと思いました。

今回の会議の内容を広報部内で共有し、他部とも密に連携を取りながら、内外に向けての情報発信の在り方と、いずれモデルケースになるような体制作りに力を入れたいと考えています

広報部 部長 小林 寛子

ツイート 返信 リツイート コミュニティのツイート



日本行政書士会連合会(日行連) @nichigyoren · 2026年1月1日
日行連HPのお知らせに「【会長談話】「行政書士法の一部を改正する法律」の施行について」が掲載されました。詳しくはこちらをご覧ください。
<https://t.co/XfAncllgGU>

👍 52 🍷 205 🔄

ID 2006516166563692873

Twitterで表示

日本行政書士会連合会のXアカウントをご活用ください

国際業務の扉、軽くノックしてみよう

国際部 部長 松木 幸夫

外国人材を取り巻く制度は、今まさに大きな転換期を迎えています。

来年4月には、技能実習制度に代わる「育成就労制度」がスタートし、外国人材受け入れの枠組みが大きく見直されます。また、「経営・管理」「技術・人文知識・国際業務」など、入管業務に関わる手続き・役割・責任は一段と重く、複雑さを増しています。

こうした変化は、国際業務に携わる行政書士にとって避けて通れないテーマであり、同時に新たな専門性を身につける絶好の機会でもあります。

さらに本年は、関東地方協議会「関地協」の当番幹事という節目の年でもあり、私たちの活動がこれまで以上に注目される重要なタイミングとなっています。

～ 国際部は“誰でも参加できるサークル活動”へ ～

国際部は、専門性の高い分野を扱う一方で、「興味がある」「少し学んでみたい」「仲間と交流したい」そんな気持ちを持つ会員ならどなたでも気軽に参加できる場を目指しています。

- (1)国際業務の最新情報を共有する勉強会
- (2)実務の疑問を気軽に相談できる交流会
- (3)外国人支援に関心のある会員同士のネットワークづくり

サークル活動のような雰囲気、楽しみながらスキルを磨き、国際業務の高みへ一緒に進んでいける場をつくっていきます。

◎若手会員の皆さんへ

国際業務は「難しそう」「自分にはまだ早い」と感じる方も多いかもかもしれません。

しかし、最初の一步は本当に軽くて大丈夫です。

とにかく、国際業務の扉、軽くノックしてみよう。

その一步が、思いがけない学びや仲間との出会いにつながります。

国際部は、経験の有無を問わず、皆さんの参加を心より歓迎します。



令和8年2月9日、午後1時30分～午後5時00分までの間、全国監察担当者会議がオンラインで開催された。各単位会の監察担当者および日行連役員が出席し、行政書士法改正後の監察実務、違反行為の傾向、行政機関との連携、先進事例の共有などについて意見交換が行われた。

主な議題と議論内容

行政書士法第19条第1項(業務の制限)に関する違反行為について

改正法により「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」が明文化され、非行政書士による書類作成行為の判断基準が明確化された。

● 主な論点

- ・自動車販売会社による車庫証明・登録書類作成の違法性
 - 販売代金等に報酬が内包されるため、無料であっても違反と判断される。
 - 追記・補正も行政書士法上の「作成」に該当し、販売員が行うことは違法と解釈すべきではないか。
- ・「無償」主張への対応
 - 名目に関わらず、実質的に対価が含まれる場合は「報酬性あり」と判断すべき。
 - 事業者側に無償性の立証責任が事実上生じるとの意見も複数の単位会から提示された。
- ・担い手不足の深刻化
 - 違反排除を徹底すると、行政書士の受皿不足が顕在化する地域がある。
 - 行政窓口が「本人申請扱い」で受理してしまう背景にも担い手不足が影響している。
- ・証拠の押さえ方
 - 行政窓口の協力が不可欠である。
 - 申請書の閲覧制度の整備を求める意見が複数の単位会から提出された。
- ・行政機関・関係団体への周知活動について
 - 日行連は改正法施行に合わせ、行政機関・関係団体へ多数の通知文書を発出した。

● 主な周知内容

- ・申請窓口での提出者確認の徹底
- ・非行政書士への追記・補正依頼の禁止
- ・両罰規定(法人にも100万円以下の罰金)の導入
- ・関係団体(自販連、建設業団体、FC協会等)への改正趣旨の説明

● 単位会への要請

- ・ひな形文書を活用し、地域の行政機関・団体へ積極的に周知を行うこと。
- ・行政窓口における表示板(非行政書士排除プレート)の見直しが課題である。
 - 改正法に対応した新しい表示板の設置(全国での統一的な表示)を日行連が推奨している。
 - 県警本部との協議により、県内全警察署での設置に成功した事例が共有された。

改正行政書士法施行後の影響と対応

各単位会から施行後の現状が報告され、事前に行ったアンケートの結果も発表された。

● 全国的な主な傾向

- ・車庫証明・登録業務の依頼が急増している単位会が複数。
- ・行政窓口の協力不足、担い手不足が違反是正の障害となっている。

● 問い合わせ

- ・自動車販売店・整備工場・不動産業者・建設業団体からの問い合わせが多数ある。

● 違反疑い事案

- ・「無償」「会費」「コンサル料」など名目を変えた報酬性の争点が多い。

● 今後のアイデア、監察手法

- ・受任集中による「依頼拒否」が発生しないよう、会員間の連携強化を日行連が要請。
- ・研修・人材育成の強化が不可欠との意見が多数。
- ・情報提供フォームの整備、サイバーパトロール、行政庁との定期協議などの提案が複数。

先進的監察活動事例

- ・非行政書士行為に対し、農業委員会へ照会 → 回答取得 → 警告 → 弁明書 → 再回答 という流れ作り。
- ・区市町村課へ制度運用の疑義を照会するなど、行政機関を巻き込んだ高度な監察活動。
- ・農業委員会向けに行政書士法の詳細な解説文書を作成し、全委員会へ提出。
- ・県警OB会員の協力により、県警本部との協議を実現。
- ・県内全警察署に窓口規制表示板を設置することに成功。

総括

今回の会議では、改正法施行に伴う全国的な課題が共有され、特に以下が重要なポイントとして浮き彫りになった。

- ・非行政書士行為の排除は、行政書士の担い手確保とセットで進める必要がある。
- ・行政窓口の理解と協力が監察活動の成否を左右する。
- ・名目を変えた「報酬性」への対応が今後の監察の核心となる。
- ・単位会間での情報共有・成功事例の横展開が不可欠である。
- ・行政書士会自身の専門性向上と受任体制整備が急務である。

改正法の趣旨を社会に浸透させるためには、監察活動だけでなく、教育・広報・行政連携を総合的に進める必要があることが確認された。

デジタル広場

AIで変わる行政書士業務

近年のAI技術の進化は目覚ましく、行政書士業務においてその活用が業務効率化やサービス品質向上に繋がるキーポイントとなっています。

今回は、主な総合型(文章・画像など幅広く対応)AIをご紹介します。



1. OpenAI (ChatGPT)

特徴: 自然な対話力、文章作成、要約、コード生成が得意
画像生成、音声対話、データ分析にも対応
ビジネスから創作まで幅広い用途



2. Google (Gemini)

特徴: 検索との親和性が高く、最新情報に強い
文章・画像・動画などマルチモーダル対応
Googleサービスとの連携が強み



3. Microsoft (Copilot)

特徴: Word・Excel・PowerPointなどとの統合が強力
ビジネス用途・資料作成支援に強い
OpenAI技術をベースにしている



4. Anthropic (Claude)

特徴: 長文読解・長文生成が得意
法律・契約書チェックなど慎重さが求められる用途に向く
安全性重視設計

AIはあくまでツールであり、行政書士の業務を完全に代替するものではありませんが、作業の強い味方になります。行政書士業務の未来をひらく技術に今後も積極的に目を向け、活用していきましょう！

山梨県新価値・地域創造推進局DX課にて会合を行いました

山本武浩部長と河埜裕子部員で山梨県新価値・地域創造推進局DX課にお伺いしました。

山梨県はデジタル化推進に向け、二本柱の施策を掲げています。第一に「DX人材エコシステムの構築」、第二に「すべての県民のデジタルリテラシー向上」がテーマとなっています。企業や団体が必要とする人材を育て、県民誰もが恩恵を受けられる仕組みづくりを進めています。背景には国の方針があり、小規模自治体を支援し、生産性や競争力を高め、どの市町村でも同じ水準のサービスを提供できるようにすることを目指しています。県では「デジサポやまなし」を通じた支援や研修会への講師派遣などを展開し、「誰一人取り残さないデジタル化」を掲げています。9月の補正予算では行政が積極的に働きかける「プッシュ型支援」が盛り込まれました。会合では、山本武浩デジタル推進部長が石原主幹に次々と提案を投げかけ、議論に花が咲きました。石原主幹は「県民全体がデジタルを使いこなし、地域の競争力を高めることが目標である」と語っていらっしゃいました。

この対話を行政書士会のDX化や研修に活かすべく、部会においても議論を進めていきます。



山梨県が目指す「地域内発型DX」を推進するための事業については山梨県ホームページに掲載されています。



GビズID取得・Gビズポータルに関する体験会(日行連・デジタル庁共催)に参加しました

- 日時: 令和8年2月16日(月)14:00~
- 場所: TKP大宮駅西口カンファレンスセンター

デジタル推進部 部長 山本 武浩

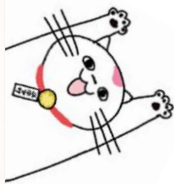
社長役と行政書士役に分かれ、参加者各自が持ち込んだPCやタブレットを用いて、代理申請の流れを実際に体験いたしました。

申請者本人以外からの申請を可能とする「代理申請」の機能が2025年1月31日にリリースされました。

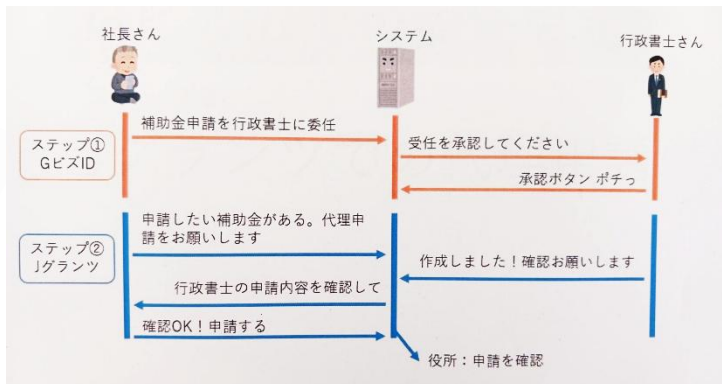
「代理申請」とは、Jグランツにて補助金の申請を作成・提出する際に、事業者自身で申請の作成が難しい場合、事業者が行政書士等に作成の代理を依頼することで、行政書士等が申請を代理で作成することを指します。

具体的には、事業者(委任元)が行政書士等(代理申請者)にGビズID上で委任の依頼をすることで、事業者に代わって、受任した行政書士等がJグランツ上で申請を作成できます。申請の提出は、行政書士等ではなく事業者自身で行います。

代理申請の概要



通常業務において「社長側」の画面操作をすることはありませんが、今回体験してみたことにより全体像を把握することができました。Jグランツの操作方法やGビズIDの活用方法などデジタル申請に関する情報を会員にフィードバックできるよう研修会の企画を行いたいと考えております。



GビズIDとは？

→GビズIDは、法人や個人事業主が1つのID・パスワードで複数の行政サービスにログインできる共通認証システムです。事業者向けの共通認証システムで、取得すると補助金申請、社会保険手続、各種認可申請など、複数の行政サービスに1つのID・パスワードでログインできます。

Gビズポータルとは？

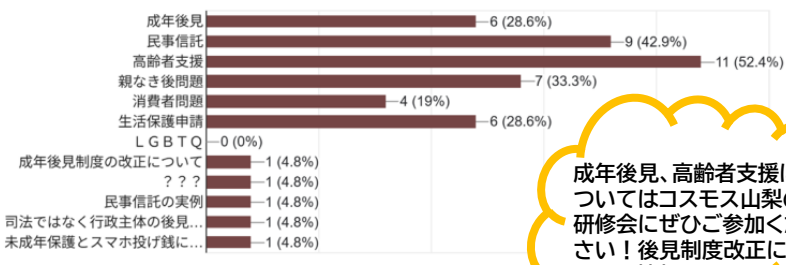
→事業者が行政手続を行う際に、手続情報の取得や申請準備を円滑に行えるよう支援するポータルサイトです。事業者向けの「マイナポータル」的な役割を担うデジタルサービスです。

Jグランツとは？

→デジタル庁が運営する、国や自治体の補助金の電子申請システムです。個人事業主や中小企業等の法人はGビズIDを利用し、補助金・助成金を簡単に検索・申請できます。

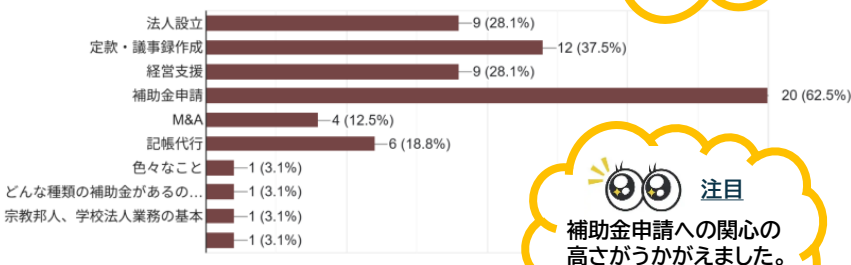
アンケートへのご協力ありがとうございました。各部と情報共有し、研修内容起案の参考にさせていただきます。

業務部（権利擁護）研修
21件の回答



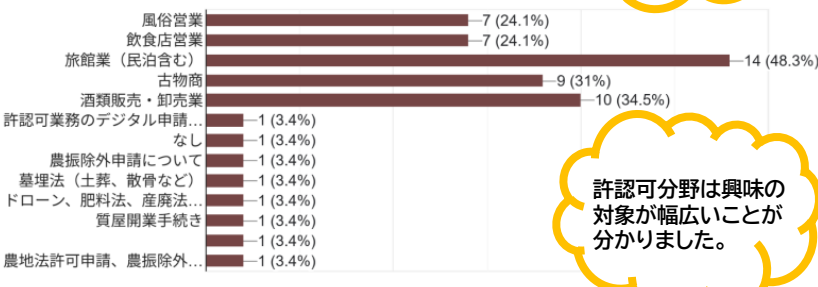
成年後見、高齢者支援についてはコスモス山梨の研修会にぜひご参加ください！後見制度改正に関する情報はP.29へ

業務部（法人経営）研修
32件の回答



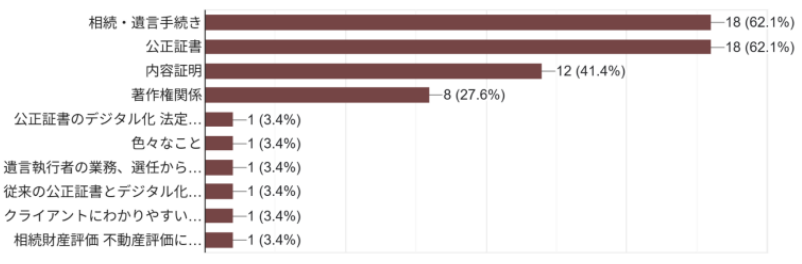
注目
補助金申請への関心の高さがうかがえました。関連情報はP.3へ

業務部（許認可）研修
29件の回答

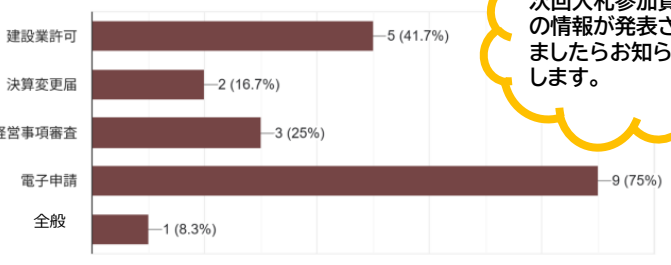


許認可分野は興味の対象が幅広いことが分かりました。

業務部（権利義務・事実証明）研修
29件の回答

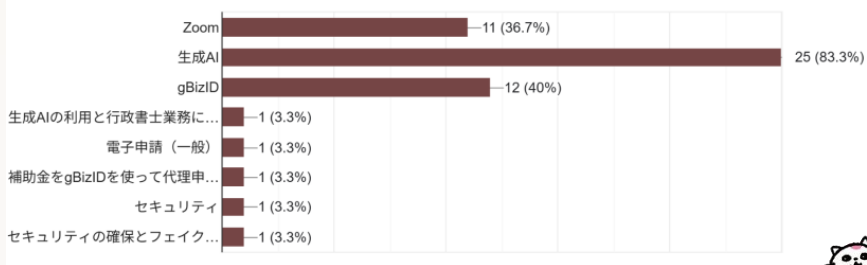


建設部（1）分類
12件の回答



次回入札参加資格の情報が発表されましたらお知らせします。

デジタル推進部研修
30件の回答



やまなしデジタル×コネクト
～県民DXリテラシー向上事業～



山梨チャンネル
@yamanashipref - チャンネル登録者数 2.6万人・3535本の動画
山梨県庁が発信する公式YouTubeチャンネルです。

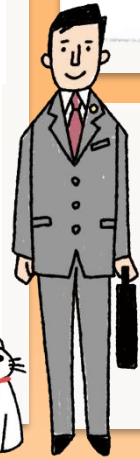
おすすめ動画

やまなしデジタル×コネクト
DX信玄くんと学ぶ
生成AIとの付き合い方
山梨県 生成AIリテラシー啓発動画

やまなしデジタル×コネクト
有楽町かきだの大将が明かす
SNS集客の極意
限定アーカイブ動画

【サクッとわかるITツール①】
「free」とは？
経理・人事労務が楽になる！

DX基礎
-前編-



2月20日の研修会資料、G-BizIDのチラシ、Jグランツの操作方法手引など、事務局にご用意がございます。必要な方は事務局お立ち寄りの際、お声がけください。

会 員 情 報



新入会員



三枝 進

甲府南支部 令和7年6月1日入会 ●事務所名 ソシエプラス行政書士事務所

趣味:DIY、縄文時代中期の土器・土偶鑑賞(自分でものを作ることが楽しい、土器鑑賞は個性的なデザインや発想の豊かさに惹かれる)

PR:幅広い行政書士業務の中で、はやく自分の得意分野を作りたい。注力したい分野としては、兼業する社会保険労務士との相乗効果が出せる分野と考える、国際関係や会社設立、許認可、助成金関係です。



武田 修

東部・富士五湖支部 令和7年8月1日入会 ●事務所名 武田修行政書士事務所

好きな映画・本:映画「ブレード・ランナー」、映画「スターウォーズep1～6」、漫画「寄生獣」(上の三つの作品は私の人生の一部を構成しています)

PR:司法書士との兼業になります。農転、民泊など、まずは司法書士業に関連する業務から始めて徐々に業務の幅を広げていきたいと考えています。



鈴木 小百合

甲府南支部 令和7年8月15日入会 ●事務所名 つなぐ行政書士事務所

好きな食べ物・飲み物:チョコ、チーズ(一口食べるだけで満足感が高い)

PR:様々なことを学べる幸せを噛みしめ、人と人のつながりを大切に日々精進していこうと思います。宜しくお願いいたします。



立川 潔

峡西南支部 令和7年10月2日入会 ●事務所名 行政書士立川潔事務所

好きな食べ物:おにぎり(理由:米の炊き方、具、塩加減、握り加減での味の変化が楽しめる)

好きな音楽:ポストロック・toe(理由:甲府市・櫻座での高揚感、独創的な演奏を観て、聴いてさらに好きに)

PR:行政職員経験を活かし皆様のお役に立つことが出来るようになりたいと思っています。



長島 隆康

峡東支部 令和7年11月1日入会 ●事務所名 かすがい行政書士事務所

好きな本:司馬遼太郎著「坂の上の雲」「峠」「城塞」「関ヶ原」等

趣味:登山、キャンプ、ランニング:出身高の上野原高校の同級生と、週末、山登りやキャンプに出掛けています。しかし、最近は登山後、キャンプでの飲み会が主目的になっています。また、暮れの上野原市駅伝では「上高一期生」チームとして、13年連続で出場していますが、それも、レース後の同窓会を兼ねた飲み会のためです。飲むための健康管理にも繋がっています。

PR:県職員としての定年を迎え、現在は、近くの障がい者施設(グループホーム)で夜勤をしています。そのため、昼間に在宅していることもあり、家の周りが桃畑のため、近隣の農家さんから桃づくりに誘われます。今のところは「行政書士」をお誘いを断る隠れ蓑としていますが、ゆくゆくは、後見制度等により障がい者により添えられればと考えています。みなさま、よろしく申し上げます。



反田 加代

峡西南支部 令和7年12月15日入会 ●事務所名 そりた行政書士事務所

好きな映画:鉄道員-ぼっぼや- (高倉健の佇まいや、寡黙なところが好きです)

好きな作家:浅田次郎 (作中に描かれる一途で芯のある女性像に憧れます)

好きな動物:猫 (媚びることなく自分のペースで生きている姿に親しみを感じます)

PR:このたび行政書士会に入会させていただき、誠にありがとうございます。諸先生方のご指導を仰ぎながら、基本を大切に、誠実に業務に取り組んでまいります。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



横張 淳

峡東支部 令和7年12月15日入会 ●事務所名 行政書士事務所スマイルサポート

好きな本:破戒(島崎藤村)、夜明け前(島崎藤村)

(変えられない宿命や時代の波の中で、一人の人間がどうにかして自分の魂を汚さずに生きようともがく姿に感銘を受けた)

PR:「困っている方の味方であり続けること」を信条に、丁寧で分かりやすい対応を心掛けます。一つひとつのご縁を大切に、地域に貢献できるよう精一杯頑張ります。宜しくお願いいたします。



三枝 信次

峡東支部 令和7年12月15日入会 ●事務所名 さいぐさ行政書士事務所
 好きな食べ物は、煮カツ丼で、好きな飲み物は、ホットコーヒーです。煮カツ丼は週一、ホットコーヒーは一日に三杯は飲みます。コーヒーブレイクは生活に欠かせません。
 好きなアーティスト:若い頃からよく聴いている大滝詠一、山下達郎、稲垣潤一が好みで、車の運転中や入浴中に聴いてリラックスしています。
 PR:行政書士が担う外国人関係の入管業務が今後益々増えることが予想され、その業務にやり甲斐があると感じております。微力ながら頑張りたいと思います。



天野 正規

東部・富士五湖支部 令和7年12月15日入会 ●事務所名 AMANO行政書士事務所
 PR:行政機関で勤めてきましたが退職して忍野村において事務所を開設いたしました。
 前職の経験を活かしながら行政書士として勉強を積み重ねていきお客様の期待に応えられるよう努力してまいります。



井上 隆

甲府北支部 令和8年1月15日入会 ●事務所名 行政書士新生開発みらいオフィス
 趣味:ブルーベリー栽培、日本みつばちの養蜂、オーディオ、バイク、電力自給
 (自宅事務所の目の前にブルーベリー農園があり、主に4名のボランティアで栽培にチャレンジしています。フレッシュブルーベリーは最高です。)
 PR:35年勤務した生命保険会社を昨年早期退職し、相続対策の専門家として地域の課題解決に貢献したいと考え、この度入会させていただきました。
 革新的で自在性のある「未来信託」のご提案を通じて、「遺言」では難しいケースにも対応し、「円滑で自在な財産承継」を実現してまいります。



内田 博文

峡西南支部 令和8年1月15日入会 ●事務所名 内田行政書士事務所
 趣味:メジャーリーグ観戦(現地ではなくTV中継ですが)
 (30数年来のメジャーリーグファンです。野茂英雄さんがメジャーリーグ挑戦される前からのファンです。当時は情報を得るのもなかなか大変でしたが、大谷翔平選手はじめ多くの日本人選手がメジャーリーグの舞台上で活躍している姿を見るのは隔世の感があります。また才能あふれた選手が毎年のように綺羅星の如く出現するのは、アメリカはじめ世界の広さを感じます。)
 PR:平成13年から24年まで行政書士登録をさせてもらっていました。約14年ぶりの復帰になります。法令等も約14年の間に大きく変わっていると思いますので、また一から勉強のつもりで取り組んでいきます。

新入会員研修について

山梨県行政書士会入会后3年以内(新規入会の方だけでなく、転入の方も含みます)の会員を対象とした研修会を定期的に行っています。

職務上請求用紙の使用法、他土業との業際についてなど業務に必要な情報を周知いたします。

他県会の研修内容などを参考に、随時情報のアップデートを行い、今後も本研修を継続的にまいります。



退会会員

令和7年8月1日～令和8年1月31日

高山 めぐ R7.9.8退会 峡西南支部
 宮田 正之 R7.10.31退会 甲府南支部
 田中 寿雄 R7.11.10退会 甲府北支部
 中村 卓史 R7.11.15退会 峡東支部

お疲れさまでした。

現在会員数

令和8年2月末日時点

389名

成年後見制度の民法の改正の動き

成年後見制度の見直しを議論する法制審議会(法相の諮問機関)の部会は令和8年1月27日要綱案をまとめました。要綱は2月にも答申される見込みで、早ければ選挙後の国会に法案が提出され、民法改正を目指す報道されています。現時点では確定した情報ではありませんが、皆さんの業務の一助となればとご案内いたします。

後見制度の見直しの概要----下記概要図を併せてご覧ください。

- ① 現在の補助類型を拡大することによって保佐・後見類型を廃止しています。
- ② 同意権・代理権は補助の審判と別審判によって付与されます。一括付与ではなく、個々の行為ごとに審判を受ける必要があります。
- ③ 旧来の後見人に類する特定補助人を新設しています。後見人に付与されていた包括代理権は廃止されていますので特定補助人といえども審判を受けた代理権しか行使できません。ただし、財産の保存行為は包括的に認められています。また旧来の包括的な取消権も今改正では認められていません。
- ④ いずれの審判についても原則として本人の同意が必須となっています。本人の意向を反映した意思の尊重が通底しています。
- ⑤ 補助制度の利用中止について旧来は判断能力の回復以外は認められていなかったのですが、それに加えて必要がなくなったと認めるときには取り消すことができるとして利用中止の範囲を拡大しています。
- ⑥ 法定後見制度と任意後見制度の併用ができるようになります。これにより旧来は、任意後見制度では取消権が行使できず保護に欠ける点がありましたが、法定後見と併用することで幅広い保護が可能となります。
- ⑦ こうしたきめの細かい後見を実施していくためには、補助人の業務の事務負担も増加すると予想されます。業務に影響が大きいと思われる点について列挙しました。不正確な部分があるかもしれませんが、ご容赦ください。参考サイトは以下の通りです。

(1)法制審議会民法(成年後見等関係)部会第33回会議
https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00326.html



(2)民法等(成年後見等関係)の改正に関する要綱案(案)(2)(説明付き)
<https://www.moj.go.jp/content/001455442.pdf>

法定後見制度の見直しの概要							令和8年1月 法務省民事局
法定後見制度	本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所によって選任された者が本人を支援する制度						
現行の制度	事理弁識能力の程度によって、利用できる制度が画一的に法定されている						
対象者の能力	不十分		著しく不十分		欠く常況		
制度	補助		保佐		後見		
支援を行う者	補助人		保佐人		後見人		
支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の一部の取消し	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部+それ以外の行為の取消し	包括代理	日常行為以外の行為の全部の取消し	
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択						
見直し後の制度	適用範囲の拡大					廃止	
対象者の能力	不十分			欠く常況			
制度	補助			取消しの特則			選択可
必要とする支援の内容	代理	取消し	取消しの特則				
	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部又は一部の取消し	重要な財産上の行為の全部の取消し+それ以外の行為の取消し				
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択						
制度	代理権付与の審判	要同意事項の審判	特定補助人を付する処分の審判				
支援を行う者	補助人	補助人	特定補助人				
支援を行う者の権限	特定の行為の代理権	特定の重要な財産上の行為の同意権・取消権	特定の重要な財産上の行為の取消権				
			+意思表示の受領・保存行為				

編集後記



春の日差しがきらめく頃となりました。あたりには桃の花がちらほらと見えるようになり、春の訪れをうれしく感じております。会員の皆様も健やかに過ごしのことと存じます。

さて、行政書士法改正法が本年施行され、山梨会におきましても大きな変革の波を感じているところです。さまざまな業界から問い合わせが続いており、会員の皆様におきましても同様のことかと存じます。お一人で悩まず、事務局へ相談する、お知り合いの行政書士に相談するなどして、会員の皆様一人一人が改正法に向き合っただけなら幸いに存じます。結びに、まだまだ肌寒い日が続きます。体調管理には十分にご留意され、健やかに業務に邁進されますことをお祈り申し上げます。

広報部 副部長 浅川裕康



山梨県行政書士会会報
第114号

発行日 令和8年3月1日
発行所 山梨県行政書士会
発行者 渡邊 淳
編集者 小林寛子
印刷所 株式会社ラクスル

新体制発足後2回目の会報発行となりました。

前号で誤脱字等の不備があった部分については修正後のデータを、ホームページに掲載しています。写真の誤掲載がありました新入会員の先生については本号に再掲載させていただきました。



今回も取材や撮影にご協力いただいた会員の皆様、本当にありがとうございました。

御多忙中にもかかわらず原稿、お写真、表紙絵の提供を快諾いただいた先生方に心より御礼申し上げます。

i information

◆令和8年8月号より「行政書士やまなし」の郵送配布を終了いたします。

年2回発行の「行政書士やまなし」については会員の皆様をはじめ行政機関、関係団体等に紙媒体を郵送しておりましたが、郵便料金が経費を圧迫しており、また、値上げによる経費増大も見込まれています。

ご存じの通り日本行政書士連合会が発行している月刊誌「日本行政」の印刷、配布は令和7年4月号から隔月となっております。また、他の単位会においても広報誌の電子化切替が進んでおります。

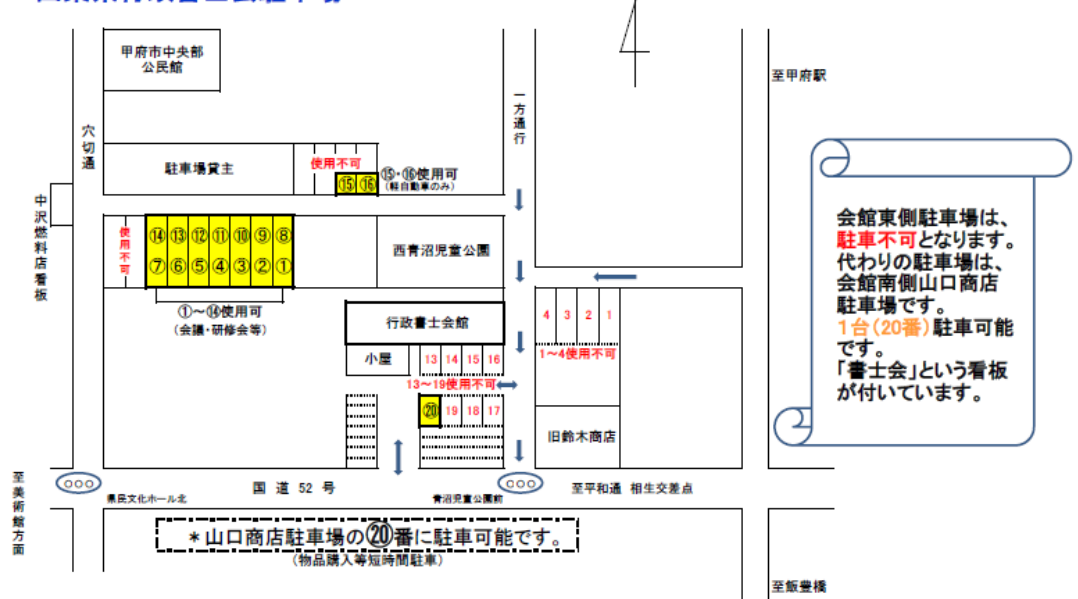
デジタル社会の進展に伴い情報発信のありかたが大きく変化していることを踏まえ、今後「行政書士やまなし」は山梨県行政書士会ホームページに「電子版」としてPDFデータを掲載いたしますので、各自ダウンロードしてご覧ください。

紙媒体での配布を無くすことにより、印刷費及び発送費の削減を実現するだけでなく、情報の保存、共有、検索等業務の効率化を図ることができます。当面の間紙媒体は完全に廃止せず、数部を事務局にご用意いたしますので、どうしても冊子が欲しい会員の方は事務局にお立ち寄りの際にお声がけください。

山梨県行政書士会のデジタル化に向けてご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

◆山梨県行政書士会館来館者用駐車場の契約変更に伴い、令和8年4月1日より物品購入等で短時間利用できる駐車場が変更となります。山口商店第2駐車場の「書士会」の名札が掲げられている20番の駐車区画のみを御利用ください。なお、会議や研修会等の出席の用務の際は、引き続き小林ビル前駐車場(14台分)及び同ビル東側駐車場(軽自動車のみ2台分駐車可能)を、駐車票をフロントガラス内に掲出し御利用ください。

山梨県行政書士会駐車場



書類作成・申請・手続きなら行政書士へ

〒400-0031

山梨県甲府市丸の内三丁目27番5号(山梨県行政書士会館)



山梨県行政書士会

055-237-2601



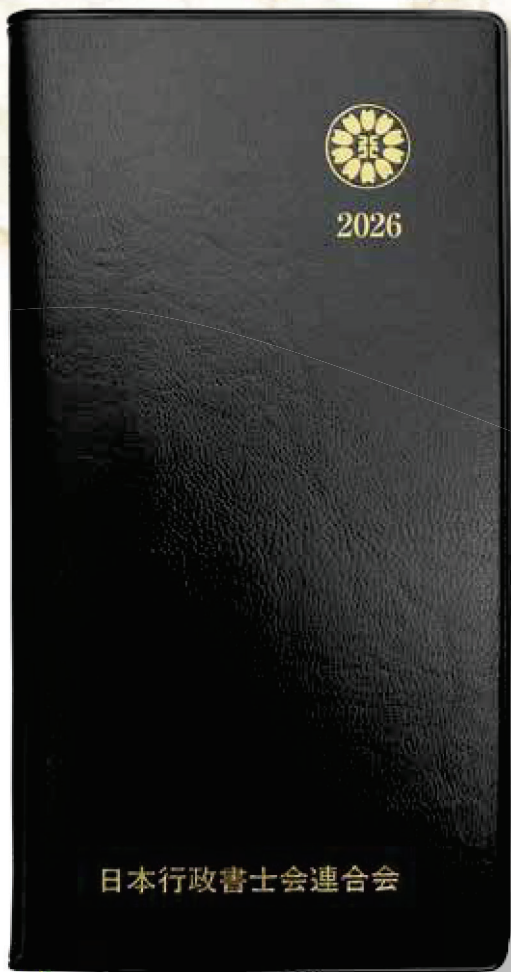
2026年版

好評発売中！

行政書士の必須アイテムをこの一冊で。

行政書士手帳

日本行政書士会連合会編集



使いやすい
分冊形式！ (封筒入)



ダイアリー
編

- ・月間、週間計画表
- ・各種資料



法規編

- ・行政書士法等の
関係法規集
- ・行政書士必携
(行政書士職務基本規則、
他士業法業務規定)



アドレス
編

- ・役員名簿

行政書士手帳

仕様

表紙：ビニールシート カラー：黒(文字・金箔・型押) サイズ：169×83mm

● 全行団SHOPにてご注文承ります。

※お支払いはご予約時の事前決済となります。

※お支払期日までにご入金下さい。

お支払期日を過ぎますと申込キャンセルとなります。

会員価格

1冊

1,710円より

(消費税込・送料込)

ご注文はお早めに！

全行団SHOPは
コチラから



<https://shop.zengyodan.co.jp>